

議案第95号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは本市の執行機関である委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害賠償責任の一部を免れさせることを目的とする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等が本市に対して損害を賠償する責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額について、当該責任を免れさせる。

- (1) 市長 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（以下「基準給与年額」という。）に6を乗じて得た額
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員
その者の基準給与年額に4を乗じて得た額
- (3) 人事委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は水道局長
その者の基準給与年額に2を乗じて得た額
- (4) 前2号に掲げる職員以外の本市の職員 当該職員の基準給与年額

(施行の細目)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、市長等の同日以後の行為に基づく損害賠

償責任について適用する。

令和2年2月28日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

市長等の本市に対する損害賠償責任の一部を免責することとするため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2-3 省 略